

富士見公園再編整備事業 要求水準書に係る新旧対照表

※誤字脱字や用語の統一等の軽微な修正及び添付資料・閲覧資料における資料の追加、図面の修正は含みません。

No	頁	資料	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	i	項目等	変更前（要求水準書（案）令和4年1月20日公表）	変更後（要求水準書 令和4年3月25日公表）
1											目次	閲覧資料7 土壌汚染対策法に基づく地歴調査の結果	—
2											目次	—	閲覧資料10 指定緊急避難場所指定基準 閲覧資料11 富士見公園の光熱水費について
3	2		1	(3)	イ						イ 本事業の基本方針（本市が民間事業者特に期待する事項）	本事業を官民連携による事業手法を導入するにあたり、以下の点を民間事業者特に期待する。	本市は、PFI事業とPark-PFI事業を一体的に実施することによる機能連携や相乗効果により、富士見公園の価値・魅力の向上や利用促進が図られる提案及び、富士見公園だけでなく、富士見周辺地区の賑わい・交流の創出、ひいては、都市のイメージアップに繋がる魅力的な提案を期待する。 なお、官民連携による事業手法を導入するにあたり、本市が特に求める提案内容は以下の6項目である。
4	3		1	(3)	イ	(エ)					(エ) 地域経済・地域社会への貢献	地元企業の参画、市内事業者・店舗等の活用、地域人材の新たな雇用創出、市内の資材や物品の活用等の他、地域人材や地域ボランティアの活用等、地域経済・地域社会の活性化に資する提案を期待する。	地元企業の参画、市内事業者・店舗等の活用、地域人材の新たな雇用創出、市内の資材や物品の活用等の他、地域人材や地域ボランティアの活用、新たな地域コミュニティの形成等、地域経済・地域社会の活性化に資する提案を期待する。
5	5		1	(4)	ウ	(イ)					(イ) Park-PFI事業による整備対象施設	なお、本市では、公募対象公園施設としてテニスコートの周辺及び芝生広場にそれぞれカフェ・レストラン等の飲食施設を設置すること、並びに特定公園施設として芝生広場又は近接してアメニティ施設を設置することを必須条件とするが、それに加え、Park-PFI事業者の創意工夫により、公募対象公園施設、特定公園施設に係る「追加提案施設」を提案することができるものとする。	なお、本市では、公募対象公園施設としてテニスコートの周辺及び芝生広場にそれぞれカフェ・レストラン等の飲食施設を設置すること、及び特定公園施設として芝生広場又は芝生広場に近接してアメニティ施設を設置することを必須条件とするが、それに加え、Park-PFI事業者の創意工夫により、公募対象公園施設、特定公園施設に係る「追加提案施設」を提案することができるものとする。
6	8		1	(4)	カ	(ア)	d				d 指定管理納付金等	事業者は、利用料収入のうち、入札説明書等で本市が定めた金額を、納付金として、毎年度、本市に対して納めるものとする。また、事業者は、指定管理納付金の納付とは別に、本施設の指定管理による収入（自主事業によるものは除く）の一部を本市に還元（以下、「追加還元」という。）するものとする。この追加還元は、各事業年度の利用料収入（実績）が、提案時の利用料収入の計画を上回った場合、その差額の一部を還元（現金による追加納付、又は同等規模の施設改修や地域向けイベント等による地元還元への活用を想定。）するものとするが、具体的な方法や還元額は、事業者の提案によるものとする。	事業者は、利用料収入のうち、入札説明書等で本市が定めた金額を、指定管理納付金として、毎年度、本市に対して納めるものとする。また、事業者は、指定管理納付金の納付とは別に、本施設の指定管理による収入（自主事業によるものは除く）の一部を本市に還元（以下、「追加還元」という。）するものとする。この追加還元は、各事業年度の利用料収入（実績）が、提案時の利用料収入の計画を上回った場合、その差額の一部を還元（現金による追加納付、又は同等規模の施設改修や地域向けイベント等による地元還元への活用を想定。）するものとするが、具体的な追加還元方策は、事業者の提案によるものとする。

富士見公園再編整備事業 要求水準書に係る新旧対照表

※誤字脱字や用語の統一等の軽微な修正及び添付資料・閲覧資料における資料の追加、図面の修正は含みません。

No	頁	資料	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	i	項目等	変更前 (要求水準書 (案) 令和4年1月20日公表)	変更後 (要求水準書 令和4年3月25日公表)
7	11		1	(5)	ア						表 2 富士見公園の概要	建ぺい率の上限 (都市公園法) ・一般施設：2% (7%に変更予定) ・特例施設 (休養・運動・教養施設及び公募対象公園施設)：10% (13%に変更予定) ・壁のない屋根付き広場：10% ※令和4年第2回議会にて、川崎市都市公園条例の改正により、建ぺい率の上限を上乗せする予定である。	建ぺい率の上限 (都市公園法) ・一般施設：7% ・特例施設 (休養・運動・教養施設及び公募対象公園施設)：13% ・壁のない屋根付き広場：10%
8	13		1	(5)	エ						表 3 本事業の整備対象施設の構成	施設：相撲場 施設構成・整備項目等： 相撲場 (土俵、土俵屋根)、観覧場、手足洗い場、 <u>コンクリ舗装</u> 、水飲み、メッシュフェンス、門扉、植栽 (高木、地被) 等	施設：相撲場 施設構成・整備項目等： 相撲場 (土俵、土俵屋根)、観覧場、手足洗い場、 <u>コンクリート舗装</u> 、水飲み、メッシュフェンス、門扉、植栽等
9	14		1	(5)	オ						オ 事業スケジュール及び工期区分	各施設の工期区分と、工期区分ごとの事業スケジュール (設計・建設期間、維持管理・運営期間、指定管理期間) については、「資料5 事業スケジュール表及び工期区分図」を参照すること。	各施設の工期区分と、工期区分ごとの事業スケジュール (設計・建設期間、維持管理・運営期間、指定管理期間) については、「資料5 事業スケジュール表及び工期区分図」を参照すること。 なお、本市が設定した各工事部分の供用開始予定日までの供用開始を遵守するものとし、一期工事部分を除き、供用開始予定日を前倒して提案することも可能である。また、工期及び施工方法等については、公園内外の供用中の施設に配慮したものとし、詳細については、本市と協議すること。
10	15		1	(6)		(ア)					(ア) 法律等	—	(e) 災害対策基本法
11	17		1	(6)		(ウ)					(ウ) 適用基準等	—	(g) 川崎市 指定緊急避難場所指定基準
12	17		1	(6)		(ウ)					(ウ) 適用基準等	—	(n) 公園施設の安全点検に係る指針 (案) (国土交通省)
13	19		1	(6)		(ウ)					(ウ) 適用基準等	—	(uu) 合理的配慮の提供等に関する基本方針
14	19		1	(6)		(ウ)					(ウ) 適用基準等	—	(vv) 障害のある方へのサポートブック
15	21		2	(1)	エ						エ 統括管理業務計画書	なお、統括管理業務計画書は、当該業務実施年度の前年度開始の1か月前 (最初の業務実施年度に係る統括管理業務計画書については、事業契約締結後速やかに) までに、速やかに本市へ提出すること。	なお、統括管理業務計画書は、当該業務実施年度の開始の1か月前 (最初の業務実施年度に係る統括管理業務計画書については、事業契約締結後速やかに) までに、速やかに本市へ提出すること。

富士見公園再編整備事業 要求水準書に係る新旧対照表

※誤字脱字や用語の統一等の軽微な修正及び添付資料・閲覧資料における資料の追加、図面の修正は含みません。

No	頁	資料	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	i)	項目等	変更前 (要求水準書 (案) 令和4年1月20日公表)	変更後 (要求水準書 令和4年3月25日公表)
16	31		3	(1)	エ	(ア)					(ア) ユニバーサルデザイン	i) 高齢者及び障がい者等、全ての利用者が富士見公園（外構・敷地へのすべてのアプローチを含む。）を安心、安全かつ快適に利用できるよう、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「川崎市福祉のまちづくり条例」、「川崎市都市公園条例」の規定を踏まえ、園路や床の段差解消やスロープの設置、点字やピクトサインによる案内など、ユニバーサルデザインに配慮すること。	i) 高齢者及び障がい者等、全ての利用者が富士見公園（外構・敷地へのすべてのアプローチを含む。）を安心、安全かつ快適に利用できるよう、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「川崎市福祉のまちづくり条例」、「川崎市都市公園条例」、「合理的配慮の提供等に関する基本方針」の規定を踏まえ、園路や床の段差解消やスロープの設置、点字やピクトサインによる案内など、ユニバーサルデザインに配慮すること。
17	33		3	(1)	オ	(ウ)					(ウ) 防災拠点としての機能の確保	富士見公園は、大規模災害時等に広域避難場所、臨時離着陸場（ヘリポート）、消防機関の活動拠点としての機能を担うこととなるため、民間事業者が、本事業における公園整備計画を行うにあたっては、周辺公共施設との連携にも配慮しながら、以下を実施又は配慮すること。	富士見公園は、大規模災害時等に緊急避難場所等（指定緊急避難場所（地震、大規模な火事）・広域避難場所・かわQホールについては避難所補完施設）、臨時離着陸場（ヘリポート）、消防機関の活動拠点としての機能を担うこととなるため、民間事業者が、本事業における公園整備計画を行うにあたっては、周辺公共施設との連携にも配慮しながら、以下を実施又は配慮すること。
18	33		3	(1)	オ	(ウ)					a 緊急避難場所等としての機能確保	a 広域避難場所としての機能確保	a 緊急避難場所等としての機能確保 ※以降、「広域避難場所」から「緊急避難場所」へ修正を行った箇所があります。
19	33		3	(1)	オ	(ウ)	a			i)	a 緊急避難場所等としての機能確保	i) 既存マンホールトイレを継続的に利用できるよう、本事業においても存置すること。また、必要に応じて高さ調整すること。なお、マンホールトイレの利用に必要なテント等は、本市が調達・管理することを想定している。	i) 既存マンホールトイレを継続的に利用できるよう、本事業においても存置すること。また、必要に応じて高さ調整すること。なお、マンホールトイレの利用に必要なテント等の設置や管理運営を行うこと。また、管理運営にあたっては「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（国土交通省）」を参考にするとともに、要する費用は、合理的に認められる範囲で本市が負担することを原則として、協議により決定するものとする。
20	33		3	(1)	オ	(ウ)	a			v)	a 緊急避難場所等としての機能確保	v) 延焼防止の観点から、樹木の保全や緑化の推進に努めること。	v) 大規模火災からの避難を想定し、周囲の火災からの輻射熱の軽減、安全面積確保の観点から、樹木の保全や緑化の推進に努めること。
21	33		3	(1)	オ	(ウ)	a			vi)	a 緊急避難場所等としての機能確保	—	vi) 「閲覧資料10 指定緊急避難場所指定基準」の規定を満たすこと。
22	33		3	(1)	オ	(ウ)	a			vii)	a 緊急避難場所等としての機能確保	—	vii) その他、広域避難場所及び避難所補完施設として災害時の避難者の受入れに配慮すること。

富士見公園再編整備事業 要求水準書に係る新旧対照表

※誤字脱字や用語の統一等の軽微な修正及び添付資料・閲覧資料における資料の追加、図面の修正は含みません。

No	頁	資料	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	i)	項目等	変更前 (要求水準書 (案) 令和4年1月20日公表)	変更後 (要求水準書 令和4年3月25日公表)
23	34		3	(1)	オ	(ウ)	b			ii)	b 臨時離着陸場 (ヘリポート) 機能の確保	ii)臨時離着陸場 (ヘリポート) は、40m×40mの平坦な芝生空間とし、離着陸に支障とならないよう植栽や建築物・構造物との位置関係に留意すること。また、芝生広場内の散水設備の位置と重複しないよう留意すること。また、芝生広場内の散水設備の位置と重複しないよう留意すること。	ii)臨時離着陸場 (ヘリポート) は、40m×40mの平坦な芝生空間とし、離着陸に支障とならないよう植栽や建築物・構造物との位置関係に留意すること。また、芝生広場内の散水設備の位置と重複しないよう留意すること。なお、配置にあたっては、「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準 (平成9年9月30日 空航第715号)」(Ⅱ)1(1)b(a)ウの進入区域及び進入表面の規定を踏まえることとし、詳細は市と調整すること。
24	38		3	(1)	カ	(オ)				i)	(オ) 通信設備	—	i)通信設備は、原則すべて撤去のうえ、敷設替えすること。位置については、提案によるものとする。
25	38		3	(1)	キ					ii)	キ 什器・備品等	ii)上記リストの記載以外に必要と考えられる什器・備品、その他の物品等については、事業者の提案とする。なお、本市では、事業者が本事業区域の運営を行うにあたり、「資料24 施設運営にあたっての貸出備品等リスト (川崎富士見球場、かわQ ホール)」を事業者に貸出することを予定しており、提案にあたっての参考とすること。	ii)上記リストの記載以外に必要と考えられる什器・備品、その他の物品等については、事業者の提案とする。なお、本市では、事業者が本事業区域の運営を行うにあたり、「資料25 施設運営にあたっての貸出備品等リスト (川崎富士見球場、かわQ ホール)」を事業者に貸出することを予定しており、提案にあたっての参考とすること。
26	40		3	(2)	ア	(イ)	c	(b)		i)	(b) 要求水準	i)緑の量としては川崎市緑化指針 (平成27 (2015) 年) に基づき、本事業区域内で緑化面積率30%以上 (緑化面積の算定は、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑化指針の基準に準ずる) を確保し、積極的な緑化を図ること。	i)緑の量としては川崎市緑化指針 (令和4年) に基づき、本事業区域内で緑化面積率30%以上 (緑化面積の算定は、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑化指針の基準に準ずる) を確保し、積極的な緑化を図ること。
27	68		3	(2)	イ	(イ)	d	(c)	③	ii)	③ 立体駐車場	ii)公園の施設として、壁面緑化や木質ルーバーを施す等、周囲の景観との連続性に配慮したものとすること。	ii)公園の施設として、壁面緑化や木質ルーバーを施す等、自然素材を活かした設えとし、周囲の景観との連続性に配慮したものとすること。
28	77		3	(2)	イ	(オ)	c	(a)		iv)	(a) 基本事項	—	iv)パークセンターの入口付近に75型以上のデジタルサイネージを設置し、園内の情報周知を図ること。また、バイオフィリックデザインとの併用も検討すること。
29	77		3	(2)	イ	(オ)	c	(b)		iv)	(b) 事務室	iv)パークセンター内の入口付近に75型以上のデジタルサイネージを設置し、園内の情報周知を図ること。また、バイオフィリックデザインとの併用も検討すること。	—
30	78		3	(2)	イ	(オ)	c	(e)			(e) トイレ	i)下記仕様以外の内容はクラブハウストイレと同様とする。 ii)トイレは屋外から直接利用できるよう計画すること。 iii)1階に車いすやオストメイト利用を想定した多機能トイレを2室以上配置すること。	i)1階に車いすやオストメイト利用を想定した多機能トイレを2室以上配置すること。 ii)トイレは屋外から直接利用できるよう計画すること。 iii)上記仕様以外の内容はクラブハウストイレと同様とする。
31	78		3	(2)	イ	(オ)	d	(b)		i)	(b) トイレ	i)車いすやオストメイト利用を想定した多機能トイレを配置すること。	i)車いす利用を想定した多機能トイレを配置すること。

富士見公園再編整備事業 要求水準書に係る新旧対照表

※誤字脱字や用語の統一等の軽微な修正及び添付資料・閲覧資料における資料の追加、図面の修正は含まれません。

No	頁	資料	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	i)	項目等	変更前 (要求水準書 (案) 令和4年1月20日公表)	変更後 (要求水準書 令和4年3月25日公表)
32	82		3	(3)	ア					iv)	ア 業務の対象範囲	iv)事業者は、業務に必要となる現況測量、地盤調査等について、事業者の責任で必要に応じて行い、関係法令に基づいて業務を遂行するものとする。なお、 <u>土壤汚染対策法に基づく地歴調査は、令和3年度に本市が実施済みである。具体的な調査内容・結果等は、「閲覧資料7 土壤汚染対策法に基づく地歴調査の結果」を参照すること。</u>	iv)事業者は、業務に必要となる現況測量、地盤調査等について、事業者の責任で必要に応じて行い、関係法令に基づいて業務を遂行するものとする。なお、 <u>事業区域については、土壤汚染対策法第4条に基づく審査の結果、土壤調査命令は発出はされていない。</u>
33	86		4	(3)	ア					ii)	ア 基本的な考え方	ii)本事業の着手に先立つ近隣住民等への説明及び調整は本市が実施する。ただし、 <u>公募対象施設に係わる近隣地区住民への説明及び調整は、事業者が主導して本市と調整し実施すること。</u>	ii)本事業の着手に先立つ近隣住民等への説明及び調整は本市が実施する。ただし、 <u>公募対象公園施設に係わる近隣地区住民への説明及び調整は、事業者が主導して本市と調整し実施すること。</u>
34	88		4	(3)	ウ	(ア)					(ア) 近隣調査・準備調査等	—	<u>iv)本施設の建設にあたり、敷地境界標の確認を十分に行い、工事に伴い境界標に影響を及ぼす恐れのある場合は事前に境界保全を行うこと。境界保全にあたっては、川崎市境界標保全要綱に従い作業するものとし、詳細については本市の指示に従うこと。</u>
35	91		4	(3)	エ	(エ)				i)	(エ) 什器・備品等の調達及び設置業務	i)設計図書に基づき「資料15 (参考) 什器・備品等参考リスト」に示す各種什器・備品等の製作及び設置を工事に含めて行うこと。	i)設計図書に基づき「資料17 什器・備品等参考リスト (スポーツ施設、建築施設)」に示す各種什器・備品等の製作及び設置を工事に含めて行うこと。
36	91		4	(3)	エ	(オ)				v)	(オ) 工事監理業務	v)コストや現場変更事項等、公園工事と建築工事の間で発生する調整事項については、 <u>建築工事監理者が主体となり、工事が滞りなく進められるよう主体的に調整を行うこと。</u>	v)コストや現場変更事項等、 <u>建築工事と土木工事の間で発生する調整事項については、建築工事監理者が主体となり、工事が滞りなく進められるよう主体的に調整を行うこと。</u>
37	101		5	(1)	ケ	(オ)					(オ) 災害時等の施設使用	富士見公園は、川崎市地域防災計画により地震発生時における広域避難場所に指定されているため、災害時等において本市が富士見公園を使用する必要がある場合には、本市の指示に従うこと。	富士見公園は、川崎市地域防災計画により地震発生時における緊急避難場所等に指定されているため、避難者の受入れに配慮すること。また災害対応において本市が富士見公園を使用する必要がある場合には、本市の指示に従うこと。
38	106		5	(2)	イ	(イ)				i)	(イ) 水準・条件等	i)業務の対象範囲は、本事業区域内の建築物及び建築設備（本節では、川崎富士見球技場のスタンドも建築物として扱う。）、公園施設・設備（本事業区域内の建築物以外の施設とし、テニスコート、多目的広場、ボール遊びコーナー、川崎富士見球技場の芝生席・グラウンド、北側駐車場、自転車駐輪場の施設を含む。）とし、「資料26 主な維持管理業務項目水準一覧」に基づき、事業者の創意工夫により、これと同等あるいは上回る水準で点検、保守、修繕・更新等を行うこと。	i)業務の対象範囲は、本事業区域内の建築物及び建築設備（「5. 維持管理・運営業務」では、川崎富士見球技場のスタンドも建築物として扱う。）、公園施設・設備（本事業区域内の建築物以外の施設とし、テニスコート、多目的広場、ボール遊びコーナー、川崎富士見球技場の芝生席・グラウンド、北側駐車場、自転車駐輪場の施設を含む。）とし、「資料26 主な維持管理業務項目水準一覧」に基づき、事業者の創意工夫により、これと同等あるいは上回る水準で点検、保守、修繕・更新等を行うこと。

富士見公園再編整備事業 要求水準書に係る新旧対照表

※誤字脱字や用語の統一等の軽微な修正及び添付資料・閲覧資料における資料の追加、図面の修正は含みません。

No	頁	資料	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	i)	項目等	変更前 (要求水準書 (案) 令和4年1月20日公表)	変更後 (要求水準書 令和4年3月25日公表)
39	106		5	(2)	イ	(イ)				iv)	(イ) 水準・条件等 iv)川崎富士見球技場の大型映像装置は、LEDビジョン及び映像システムの保守点検を実施するとともに、ビデオプロセッサやUPS搭載バッテリー等の消耗品の交換や経年劣化による機器更新を、事業期間中、事業者の負担により、定期的に(3~5年に1回程度を目安に)実施すること。また、また、LEDビジョンの架台・鉄骨枠の保守点検を行うこと。	iv)川崎富士見球技場の大型映像装置は、LEDビジョン及び映像システムの保守点検を実施するとともに、ビデオプロセッサやUPS搭載バッテリー等の消耗品の交換や経年劣化による機器更新を、事業期間中、定期的に(3~5年に1回程度)実施すること。また、LEDビジョンの架台・鉄骨枠の保守点検を行うこと。	
40	106		5	(2)	イ	(イ)				v)	(イ) 水準・条件等 v)太陽光発電設備及び蓄電池は、保守点検・清掃を行い、発電量の監視・維持を行うこと。また、パワーコンディショナーは事業期間中に1回以上、蓄電池は事業期間中に2回以上、事業者の負担により交換を行うこと。	v)太陽光発電設備及び蓄電池は、保守点検・清掃を行い、発電量の監視・維持を行うこと。	
41	106		5	(2)	イ	(イ)				vii i)	(イ) 水準・条件等 viii)公園施設・設備について、機能上、安全上及び美観上、適切な状態に保つよう点検を行い、本市に報告すること。また、施設・設備が正常に機能しない、又は富士見公園の運用に支障を及ぼすと考えられる場合には、適切な方法(保守、修繕・更新等)により対応すること。	viii)公園施設・設備について、機能上、安全上及び美観上、適切な状態に保つよう、公園施設の安全点検に係る指針(案)に基づき点検を行い、本市に報告すること。また、施設・設備が正常に機能しない、又は富士見公園の運用に支障を及ぼすと考えられる場合には、適切な方法(保守、修繕・更新等)により対応すること。	
42	107		5	(2)	ウ	(ア)				iv)	(ア) 業務の方針 iv)上記の他、事業者は、テニスコートのテニスポスト及びテニスネット、多目的広場におけるフットサルゴール(ゴールネット含む)及びバスケットゴールを、事業期間中、5年に1回程度の頻度で交換するものとする。	iv)ただし、備品等のうち、テニスコートのテニスポスト及びテニスネット、多目的広場におけるフットサルゴール(ゴールネット含む)及びバスケットゴールについては、「資料30 全修繕負担施設の修繕内容(参考)」に示す付帯施設補修に含むものとし、事業期間内に発生する全ての修繕・更新を事業者の負担により実施するものとする。	
43	110		5	(2)	カ	(ア)				iii)	(ア) 業務の方針 iii)公園内の天然芝及び人工芝について適切な管理を行うこと。	iii)公園内の天然芝及び人工芝について適切な管理を行うこと。なお、天然芝については、「芝生のチカラを活かしたまちのCORE(コア)のつくり方～芝生を活用したまちなか空間の創出ガイドライン～(国土交通省)P.25」における目標(生育イメージ等)の設定のうち、「らくらくタイプ」以上の水準で管理を行うこと。また、利用状況を踏まえ、養生期間を設ける等、良好な状態を維持できるよう管理・運営を行うこと。	
44	111		5	(2)	キ	(イ)					(イ) 全修繕負担施設 ii)全修繕負担施設における事業期間中の修繕・更新として、本市が想定しているものを「資料30 全修繕負担施設の修繕内容(参考)」に示す。事業者は、当該資料の内容は必ず実施するもの(最低基準)とし、施設の性能及び機能を維持し、利用者の安全かつ快適な利用が確保されるよう、事業者の責任と負担で、事業期間中の必要な修繕・更新を行うこと。	ii)全修繕負担施設における事業期間中の修繕・更新として、本市が想定しているものを「資料30 全修繕負担施設の修繕内容(参考)」に示す。施設の性能及び機能を維持し、利用者の安全かつ快適な利用が確保されるよう、事業者の責任と負担で、事業期間中の必要な修繕・更新を行うこと。	

富士見公園再編整備事業 要求水準書に係る新旧対照表

※誤字脱字や用語の統一等の軽微な修正及び添付資料・閲覧資料における資料の追加、図面の修正は含みません。

No	頁	資料	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	i	項目等	変更前 (要求水準書 (案) 令和4年1月20日公表)	変更後 (要求水準書 令和4年3月25日公表)
45	112		5	(3)	ア	(ア)					(ア) 運営業務の方針	事業者は、富士見公園において必要とされる業務を遂行する上で支障がないように、また利用者が安全かつ快適に利用できるように、適切なサービスを提供するよう、運営業務を実施すること。	事業者は、富士見公園において必要とされる業務を遂行する上で支障がないように、また利用者が安全かつ快適に利用できるように、適切なサービスを提供するよう、運営業務を実施すること。なお、運営業務を実施するにあたっては、PFI事業とPark-PFI事業を一体的に実施することによる機能連携や相乗効果が発揮されるような提案を期待する。
46	112		5	(3)	ア	(ア)				iv)		—	iv)合理的配慮の提供に関する基本方針（令和4年）及び「障害のある方へのサポートブック」に基づき、合理的配慮の提供を進めること。
47	113		5	(3)	ア	(イ)	c				c 施設間連携	富士見公園内外の多様な施設（例：川崎市スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき）、労働会館、川崎競輪場等）と連携し、周辺地域の一体的な賑わい創出に寄与できるよう、各施設管理主体や関係団体とネットワークを構築し、連携調整を行うほか、連携事業の計画等を積極的に行う。	富士見公園内外の多様な施設（例：川崎市スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき）、労働会館、川崎競輪場、富士見中学校等）と連携し、周辺地域の一体的な賑わい創出に寄与できるよう、各施設管理主体や関係団体とネットワークを構築し、連携調整を行うほか、連携事業の計画等を積極的に行う。
48	123		5	(3)	ウ	(オ)	b	(b)		vii)	(b) パークセンターの運営業務	vii) シャワー室及びコインロッカーの利用者対応及びシャワー室の利用料金の徴収等、施設貸出しに係る業務を行うこと。	vii) シャワー及びコインロッカー（返金式を想定）の利用者対応及びシャワーの利用料金の徴収等、施設貸出しに係る業務を行うこと。
49	126		6	(1)	ア						ア 自主事業の位置付け	事業者は、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で、富士見公園の魅力向上と利用促進を目的として、本施設を有効活用した自主事業を企画提案し、事業者の独立採算にて実施することができる。本市は、富士見公園のより一層の魅力向上と利用促進のため、事業者の創意工夫ある自主事業の企画提案について、大いに期待する。	事業者は、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で、富士見公園の魅力向上と利用促進を目的として、本施設を有効活用した自主事業を企画提案し、事業者の独立採算にて実施することができる。本市は、富士見公園のより一層の魅力向上と利用促進のため、事業者の創意工夫ある自主事業の企画提案について、大いに期待する。また、Park-PFI事業の実施内容との機能連携や相乗効果についても創意工夫のある取組を期待する。
50		添付資料 5										※2 入札参加者は、一期工事部分を除き、各工事部分の供用開始予定日を、本市が設定した供用開始日以前に前倒しで提案することができる。	※2 入札参加者は、本市が設定した各工事部分の供用開始予定日までの供用開始を遵守するものとし、一期工事部分を除き、供用開始予定日を前倒しで提案することができる。
51		添付資料 26	5	(1)							②天然芝（芝生広場等）	芝刈り、除草：7回/年程度 たい肥：2回/年程度 孔抜き：1回/年程度	1回/年以上
52		添付資料 26	5	(2)							② 低木・中木・高木・生垣剪定	1回/3年	適宜

富士見公園再編整備事業 要求水準書に係る新旧対照表

※誤字脱字や用語の統一等の軽微な修正及び添付資料・閲覧資料における資料の追加、図面の修正は含みません。

No	頁	資料	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	i)	項目等	変更前（要求水準書（案）令和4年1月20日公表）	変更後（要求水準書 令和4年3月25日公表）
53		添付資料 30										全修繕負担施設は、以下に示す主な修繕項目及び回数・頻度を最低限とし、施設の性能及び機能を維持し、利用者の安全かつ快適な利用が確保されるよう、事業者の責任と負担で、その修繕・更新を行うこと。	全修繕負担施設は、事業者の責任と負担で、施設の性能及び機能を維持し、利用者の安全かつ快適な利用が確保されるよう、必要な箇所の修繕又は更新を行うこと。特に、以下に示す主な修繕項目及び回数は最低限実施することとするが、その実施時期については、事業者提案とする。なお、「程度」と記載している項目は、修繕項目としては必ず実施しなければならないが、その回数は提案とする。なお、本資料では、「更新」とは、劣化した部位又は部材や機器等を新しいものに取り換えることをいう。 ※以降、表中の「回数・頻度」については全般的に見直している。
54		添付資料 30	2	(1)							クラブハウス、パークセンター、アメニティ施設、倉庫	—	太陽発電設備及び蓄電池 ・パワーコンディショナー ・蓄電池
55		添付資料 32										—	※表中の「川崎市都市公園条例第8条の2に規定する利用料金」については、川崎市都市公園条例の改正にあわせて加筆・修正している。